

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

(第2回)

1 「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」発表

本年2月23日、国家公安委員会委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」が発表された（以下これを「最終報告」という）。

本研究会は、「近年、真犯人の存在により人違いであることが明らかになるなど、警察の取調べの在り方が厳しく問われる無罪事件等が続き、警察捜査に対する国民の信頼が揺らいでいる」状況を踏まえて、「治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するために検討を行うことを目的として」、2010年（平成22年）2月に発足した。その後、平成24年2月までに合計23回の会議を開催し、検討を加えてきたものである。その間、日弁連から委員として参加した小坂井久・竹之内明両弁護士を始め、各委員により可視化実現の可否はもとより、捜査手法の高度化も含めて、熱心に議論された。

今回発表された最終報告は、取調べの可視化実現そのものについては、残念ながら「両論併記」に終わっており、可視化実現に向けての積極的な提言には至らなかった。本研究会が、前述の如く、複数のえん罪事件の発覚を前提に、警察の取調べ

取調べの可視化実現大阪本部

の在り方が厳しく問われている現状を前提として、取調べに過度に依存してきた捜査手法を改める必要を考慮しつつ、可視化導入に向けての検討を行うことを主目的としていたことからすれば、より踏み込んだ可視化実現に向けての具体的提言がなされるべきだったとも言える。

しかしながら、最終報告は、上記のような両論併記に終始しつつも、**警察における取調べの録画の試行については、「可視化の在り方について検討するための実証的資料を得るため」の方策と位置づけ、裁判員裁判対象事件、及び知的障がい等を有する被疑者について、自白事件に限らず、否認事件も含めて、広く試行を実施すべきとした。**この提言は、警察における取調べにおいて、取調べ全過程の録画を含め、広く取調べの録画の試行を行うことを求めたものであり、この点は、十分に評価しうる。今後警察庁においては、最終報告の上記提言を受けて、全国の警察での取調べで上記幅広い試行が行われるよう、必要なすべての措置を講ずるべきである。そして、現在法制審議会に設置されている「新時代の刑事司法制度特別部会」に、可及的速やかに、上記施行についての検証結果を報告し、警察における取調べの可視化実現に向けた努力を行うべきである。

2 国際シンポジウムin大阪

「世界の取調べの潮流と、『それでも可視化やってない』日本の現状」～周防正行監督・内外専門家と語る取調べの可視化～開催のお知らせ

来る4月5日（木）午後6時から、大阪弁護士会2階講堂において、上記シンポジウムが開催される。本シンポジウムは、4月4日（水）東京、6日（金）広島において連続して行われる国際シンポジウムの一環として行われるものである。

大阪においては、まずシンポジウムに先立ち、午後3時より「イギリスの元取調べ官と観る『それボク』」と題して、周防正行脚本・監督作品「それでもボクはやってない」を、英語字幕付で上映する（入場無料）。同作品は、今から5年前、周防正行監督が、捜査機関や裁判関係者への綿密な取材を元に、我が国の取調べや刑事裁判の現状や問題を浮き彫りにし、一大センセーションを巻き起こした映画である。そこで呈示された様々な問題は、今なお可視化が実現していない現状において、色褪せることはない。今回、シンポジウムに先立ち、シンポ参加者であるイギリスの元捜査官ロジャー・ミルバーン氏と共に、本作を参加者にもご覧頂き、本作が突きつけた問題が、過去のものではなく、現在もなお続いていることを、改めて確認したい。

その後、午後6時からのシンポジウム本編では、まず周防監督ご本人にご登壇いただき、撮影当時のご苦労や、本作で描きたかったこと、そして、

今日の刑事裁判の現状まで、多岐に亘るお話しをお聞きする予定である。また、ミルバーン氏には、イギリスにおける取調べの手法や現状をお話しいただくことになっている。イギリスでは、取調べの各段階での留意事項を体系化した、所謂「PEACEモデル」を用いて、科学的・心理学的検知から、取調べ技術の研修・訓練を実施している。可視化された取調べにおいて、このような捜査官の技術向上がどのようになされ、どのように実効性を上げているかを、メトロポリタン・ポリシアカデミー（警察学校）において永年教官を務められたミルバーン氏にお話しいただく予定である。また、韓国からは、韓国国立警察大学校教授である李東熹氏をお招きし、韓国における可視化の現状をお話しいただく。さらに、世界各国の可視化の現状を研究された指宿信成城大学法学部教授にもお越し頂き、世界と日本の可視化を巡る動きについてもお話しいただく予定である。最後には、再び周防監督にご登場いただき、氏が委員を務めておられる法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の議論状況や、将来の日本の刑事裁判のあるべき姿等について、同特別部会の幹事である小坂井久弁護士と共にお話しいただくことになっている。

以上のように、盛り沢山のシンポジウムであり、市民の皆様と共に、「可視化発祥の地」ここ大阪の弁護士の皆さんにも、多数ご参加いただきますよう、お願い致します。